

令和6年10月1日
福祉部指導監査室介護事業者課

指定居宅サービス事業者等の指定の全部の効力の停止について

介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項、第115条の45の9の規定により、指定の全部の効力の停止の処分を行いましたのでお知らせします。

1 対象事業者

- (1) 法人名 株式会社nhi
- (2) 代表者 代表取締役 上原 豊和
- (3) 所在地 大阪府大阪市東住吉区今林二丁目1番1号
ユリシス・エン・ファミエ1階

2 事業所名称、事業の種類、所在地及び指定年月日

- (1) 事業所名称 訪問介護事業所ナチュラル東大阪
- (2) 事業の種類 訪問介護・第1号訪問事業(訪問型介護予防サービス)
- (3) 所在地 大阪府東大阪市西堤学園町一丁目4番15号
- (4) 指定年月日 平成26年10月1日 訪問介護・介護予防訪問介護
平成30年4月1日 介護予防訪問介護が訪問型介護予防サービスへ移行

3 効力の停止の内容及び期間

指定の全部の効力の停止6月間
令和6年10月1日から令和7年3月31日までの間

4 指定取消しの理由

(1) 不正請求(法第77条第1項第6号)

訪問介護事業所ナチュラル東大阪は、実際には令和4年7月1日以降も引き続き住宅型有料老人ホームナチュラル東大阪と同一建物内に拠点を置いてサービス提供を行っていたにもかかわらず、令和4年8月から令和5年8月までの間にサービス提供を行った利用者22人について同一建物減算を免れて介護給付費を請求し、受領した。

(2) 不正・不当な行為(法第77条第1項第11号、法第115条の45の9第7号)

訪問介護事業所ナチュラル東大阪の所在地について、令和4年7月1日に住宅型有料老人ホームナチュラル東大阪と隣接しない別の場所に移転したとする虚偽の所在地変更の届出を令和4年7月13日に本市に提出した。

(3) 法違反(法第115条の45の9第6号)

訪問型介護予防サービス事業と一体的に運営する訪問介護事業において、法違反があった。

5 事業者に対する経済上の措置

不正に請求し、受領していた介護給付費を返還させるほか、法第22条第3項の規定により、不正請求額に100分の40を乗じて得た加算額の支払いを命じる。

(1) 東大阪市分

不正請求額	5,034,324円
加算額を含めた返還額	7,048,053円

(2) 東大阪市以外分(大阪市)

不正請求額	460,497円
加算額を含めた返還額	644,695円